

第4次千葉市消費生活基本計画骨子の決定について

令和3年度第1回基本計画検討部会（令和4年3月18日開催）にて、第4次千葉市消費生活基本計画（以下「計画」という。）の骨子（案）につきまして審議いただいたところでありますが、令和4年度第1回基本計画検討部会（以下「部会」という。）をもって、【資料1-2】計画骨子（案）を計画の骨子として決定することについてご承認をお願いいたします。

なお、部会の決定は、審議会としての決定となります。

参考 千葉市消費生活条例（抜粋）

第22条

第1項 市長は、消費者から事業者との間の取引に関して生じた苦情（以下「苦情」という。）の申出があったときは、速やかに当該苦情を解決するために必要な助言、あっせんその他の適切な措置を講ずるものとする。

第23条

第1項 市長は、前条第1項の申出に係る苦情であって、市民の消費生活に著しく影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあると認めるもの又はその解決が著しく困難であると認めるもの（以下「紛争」という。）については、その公正かつ速やかな解決を図るため、審議会のあっせん又は調停（以下これらを「あっせん等」という。）に付することができる。

第36条

第2項 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

第2号 第23条第1項の規定により市長から付された紛争についてのあっせん等を行うこと。

第6項 審議会は、第2項第2号に掲げる事務を行うため、苦情処理部会を置く。

第7項 前項の規定により苦情処理部会の所掌に属することとされた事務については、苦情処理部会の決定をもって審議会の決定とする。

第8項 審議会は、第6項に定めるもののほか、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

※基本計画検討部会は、第36条第8項の部会に該当いたします。

参考 千葉市消費生活条例施行規則（抜粋）

第24条

第3項 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第25条

第4項 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。